

京都市上下水道局談合情報対応マニュアル

決定 平成 7 年 4 月 1 日

全部改正 平成 1 4 年 6 月 1 日

改正 平成 1 6 年 4 月 1 日、平成 2 8 年 6 月 1 日、平成 2 9 年 4 月 1 3 日

平成 3 0 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

京都市上下水道局が発注する建設工事（建設業法第 2 条第 1 項に定める建設工事という。以下「工事」という。）の請負、設計、測量、地質調査等の委託及び物品の製造の請負又は買入れその他の契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）が寄せられた場合に的確に対応するため、その対処方法についてマニュアル化し、事務の標準化と談合の抑止を図るものである。

第 2 一般原則

1 談合情報の確認等

- (1) 談合情報が寄せられた場合は、その提供者の身元、氏名等を確認し、落札予定者、金額その他談合に関する事項について、できるだけ詳しく聞くようにすること。

談合情報の提供者が報道機関である場合は、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

- (2) 談合情報を受けた者は、把握した情報について、報告書にまとめ、直ちに契約会計課長に報告すること。
- (3) 契約会計課長は、前号の報告を受けたときは、原則として 2 以下の手続を行うこととする。ただし、入札が専決権限等により、契約会計課以外で執行される場合は、当該執行機関の課長等が当該手続を行う。

2 談合情報の区分

- (1) 談合情報については、おおむね次の区分に応じて、対応を行う。

ア 談合情報の提供者の氏名、連絡先等が明らかで、工事名称（件名）、落札業者名、落札金額等が示された場合

イ 談合情報の提供者の氏名、連絡先等が明らかではないが、工事名称（件名）、落札業者名、落札金額等のほか、談合の場所、関係人、具体的な方法等が示され、又は談合の物証がある等、談合を裏付けるものがある場合

ウ 談合情報の提供者の氏名、連絡先等が明らかではないが、工事名称（件名）が特定され、落札業者名、落札金額等が示された場合

エ 談合情報の提供者の氏名、連絡先等が明らかであるか否かにかかわらず、工事名称（件名）が特定できない場合

(2) その他

前号の区分によることが適当でないと認められるときは、状況等を総合的に判断し、対応すること。

第3 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 入札に参加する事業者を入札執行前に公表する入札案件の場合

ア 具体性・信ぴょう性が高い談合情報に対しては、入札執行前に事情聴取を行うこと。

(イ) 事情聴取

入札に参加しようとするすべての事業者に対して事情聴取を行う。事情聴取は、入札執行前に行うことを原則とし、1社ずつ面談室等に呼び出し、あらかじめ定められた項目等に沿って行い、事情聴取書を作成すること。

(ロ) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

(ハ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等により、談合の事実があったと認められない場合は、入札に参加したすべての事業者から誓約書及び積算内訳書を提出させるとともに、「入札執行後談合の事実が明らかであると認められた場合は、入札を無効とする。」旨の注意を促した後に入札を行うこと。

イ 具体性・信ぴょう性は薄い、経過を見る必要がある談合情報については、入札を執行した結果、落札業者や金額が一致した場合に事情聴取を行うこと。

(イ) 事情聴取

入札に参加したすべての事業者に対して、速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

(ロ) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とする。

(ハ) 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等により、談合の事実があったと認められない場合は、別に定める入札手続の取消し等に該当する場合を除き、入札に参加したすべての事業者から誓約書及び積算内訳書を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。

(2) 事後確認型競争入札による入札案件の場合

ア 事情聴取

入札を執行した結果、落札業者や金額が一致した場合は、入札に参加したすべての事業者に対して速やかに事情聴取を行う。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とすること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等により、談合の事実があったと認められない場合は、別に定める入札手続きの取消し等に該当する場合を除き、入札に参加したすべての事業者から誓約書及び積算内訳書を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

具体性・信ぴょう性が高い談合情報に対しては、事情聴取を行うこと。

具体性・信ぴょう性は薄い、経過を見る必要がある談合情報については、原則として事情聴取を行わないが、状況により必要がある場合は、事情聴取を行うこと。

なお、入札後は入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は、既に閲覧に供されていることに留意すること。

(1) 契約締結以前の場合

ア 事情聴取

入札に参加したすべての事業者に対して、速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、入札を無効とすること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等により、談合の事実があったと認められない場合は、入札に参加したすべての事業者から誓約書を提出させたうえで、落札者と契約を締結すること。

(2) 契約締結後の場合

ア 事情聴取

入札に参加したすべての事業者に対して、速やかに事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

イ 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等により、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、契約内容の進ちょく状況を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。

ウ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取等により、談合の事実があったと認められない場合は、入札に参加したすべての事業者から誓約書を提出させること。

3 誓約書に違反した場合の措置

(1) 誓約書の様式は、別記様式のとおりとすること。

(2) 誓約書を提出した事業者について、後日、談合等の不正事実が発覚した場合は、

次の措置を講じるものとする。

ア 違反事由に応じて措置する競争入札参加停止の期間を通常の２倍にする。

イ 損害賠償の請求を行う。

ウ 刑事告発その他関係機関への通報等を行う。

エ 落札した案件については、入札を無効として契約を解除する。

４ 公正取引委員会への通知

事情聴取等により、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合又は極めて疑わしい点があると認められる場合は、公正取引委員会に通知すること。この場合において、工事に係る談合については、京都市上下水道局入札制度検討委員会の審議を経たうえで、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１０条に基づき公正取引委員会に通知すること。

５ 京都市公契約審査委員会への報告

工事に係る談合情報及びその対応については、京都市公契約審査委員会契約審査専門部会に適宜報告すること。

附 則

この取扱いは、平成１４年６月１日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成１６年４月１日から実施する。

附 則

この取扱いは、平成２８年６月１日から実施する。

附 則（平成２９年４月１３日決定）

この取扱いは、決定の日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成３０年４月１日から施行する。

別記様式

誓 約 書

年 月 日

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 名

印

今般の の入札(年 月 日執行)に当たり、
談合、協定、受注調整、話合いその他名目及び方法の如何を問わず、入札の公正を害する不正行為を行っていないことを誓約します。

なお、この制約にかかわらず、後日、談合等の不正事実が発覚した場合は、違反事由に応じて貴局から措置される競争入札参加停止の期間を通常の2倍にされるほか、損害賠償の請求、刑事告発その他貴市のいかなる処置(落札した案件について入札を無効として契約を解除されることを含みます。)についてもこれに従い、貴市に対し、一切の異議の申立てを行いません。